

Title	大政奉還運動に関する一考察：土佐越前兩藩の交渉を中心として
Sub Title	A study on the 大政奉還：restoration of the government to the Emperor
Author	河北, 展生(Kawakita, Nobuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1951
Jtitle	史学 Vol.25, No.2 (1951. 11) ,p.47(174)- 79(206)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19511100-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大政奉還運動に關する一考察

——土佐越前兩藩の交渉を中心として——

河 北 展 生

幕末の紛糾せる情勢に處する諸藩の態度は一應幕府の權威の回復のみを意圖する狹義の佐幕派、幕府の存續を否定する倒幕派、及び幕府の現情に不滿を抱きこれが改革を主張する所謂公武合體派の三つに大別し得る。然も公武合體派には、尾張、越前、薩摩、土佐、宇和島のごとき幕末政局に活躍した諸藩の多くが存するだけに、この派の幕末政局に及ぼせる影響は頗る大きいものが存するのである。

然し同じく公武合體派と呼ばれる諸藩の思想に於て、彼等の屢々口にする諸侯會議の政治上の地位について、根本的な考へ方の對立が見られる。即ち薩摩藩は諸侯會議を朝廷直屬のものとし、諸侯の意見（天下の輿論）の名の下に、自藩の主張を朝命としてより多く採用せしめる事を圖り、以て幕府を支配せんとするものであるに對し、越前藩は諸侯會議を將軍の配下に置き、諸侯の意見を將軍を経て朝廷に奏上裁可を願ふ事に依り、幕府の權威を保持すると共に、幕府

の獨裁政治幕府權威回復の主張を否定し、同時に朝廷尊崇の形式をとる事に依り、倒幕派の主張をも押へんとしたものである。従つて薩摩藩の主張には倒幕陣營への参加の可能性を内藏し、越前藩のそれは狹義の佐幕論に近寄る危険性を多分に持つて居るのである。

公武合體派は、根本的に對立する思想の上に立脚する數藩が、單に諸侯會議に依る幕政の改革と朝廷尊崇を主張する點に於て共同行動をとつて居るに過ぎないといふ内面的な弱點を持つ故に、彼等の理想とする公武合體の實現を困難ならしめたのであるが、更にまた公武合體派が、倒幕派と佐幕派の中間に立つが故に、一方を押へ、他方が有利の形勢をしめるや、自派の勢力擴大を圖る爲に公武合體派の多分に理想論的傾向のある主張に耳を籍さず、従つて政局の安定を圖る事が頗る困難であるといふ外的な弱點が亦大きな一要因となつて居る。

公武合體運動に盡力して居た薩摩藩は、上述した如き理由の爲に、その主張が實現されないのみか、幕府側より強い排斥を受けて居る事を知るに及び、遂に狹義の佐幕派に反感を抱き、その内藏する危険性を露出して、倒幕運動に轉向するに至つたのであるが、薩摩藩は自藩の勢力に長州藩の勢力をも加える事が出来た爲、著しく優勢であるとは云ひ乍らも、三百年に近い傳統を持つ幕府を倒すといふ事になれば、弱まつたといふもののその勢力は猶相當大きなものであるので、容易にその目的を達する事が出来ない事は當然考へられる所である。更に京都に於て猶相當の聲望を有し、且その實力に於ても相當大きな勢力を有する、佐幕的傾向を示す他の公武合體派諸藩を、反對陣營に加える事には躊躇せざるを得ないものが存した。此處に薩摩藩が一面に於て倒幕運動の實施に努力すると同時に、他面に於て從來の如く公武合體派的な態度を持続した原因が存する如く思はれるのである。これと同様な事は越前藩についても言ひ得る。即ち

一面に於て幕府の權威回復運動を押へると共に、幕府と薩摩藩との對立情勢の強くなつて來た際、薩摩藩を明確に倒幕運動一本に固めることは、かへつて幕府の存續を危険ならしめるから、薩摩藩を出来るだけ公武合體派の一員として繋ぎ留める爲に、幕府に對する薩摩藩の要求の意味を弱めたり、同調したりする一方、幕府に對しては、しきりに薩摩藩に對する嫌疑を解かんとしたり、幕府の改革を要求したりしたのである。

上述した如き公武合體派内部に於ける虚々實々の掛引の間に立つて、特殊の動きを示して、政界に極めて重大な問題を提起したのが土佐藩である。即ち坂本龍馬後藤象二郎等の主張する諸侯會議政治論を基礎とする大政奉還運動の一應の成功である。土佐藩のこの運動は、薩長二藩に依る倒幕運動實施直前に斷行された點で頗る大きな政治的意義を持つものであるが、結果から見て薩摩藩等の倒幕運動の實行を押へ得たといふ點では、越前藩の主張に近いものが存する如くに思はれるのであるが、この運動が幕府に建議される迄の経過を見れば、結果に於いて反對の立場となつた薩摩・宇和島藩等とは密接な交渉が持たれたに對し、親幕的傾向の鮮明な越前藩を除外して行はれて居る。然も一度慶喜が土佐藩の建議を採用して、大政奉還を斷行するや、その後の政局收拾期に於て越前藩との間に極めて密接な連絡がとられて居る。かくの如き不可思議な兩藩の關係が何に起因するかは明らかにされて居ない。然も越前土佐兩藩は其後も密接な關係を持ちつゝ幕末の政局に活躍をして居る。故に大政奉還論の採用前後の兩藩の態度は、其後の態度の根幹をなして居ると思はれる。かゝる意味で土佐藩の大政奉還運動を中心に、越前藩との關係を考察して見る事は頗る重大な意義を有するものと言はねばならない。

二

松平春嶽は幕府の大政奉還に就いては既に早くよりこれを主張したのであるが、彼が大政奉還を主張したのは、長州藩を中心とする反幕派の運動に依り、朝廷と幕府から政令が別個に發せられる事が、政局の混亂の原因となつて居る爲に、政令を歸一させる意味に於て主張されたものである。その際春嶽は朝廷の動搖する態度の爲、國是の容易に決着し難い事情を聽くに及んで、簾前に於て大議を開く可しと論じ、反對派の介入する余地を無くさせようと主張した事も存した。要するに春嶽は諸侯會議の開催に依り、幕府の權威を回復する事を企望して居たのである。春嶽が獨裁政治の府である幕府の權威の回復策として諸侯會議を主張するのは、天下の輿論を尊重する必要即ち、反面に於て既に幕府に絶對的な獨裁力が無くなつた爲に、諸侯の氣持を統一する策としての諸侯會議の決定を尊重する必要を認めた爲ではあるが、その諸侯會議に慶喜が將軍としてでなく一大名として參加しても、結局慶喜の意見に依り會議が左右される事を豫測するからである。

その希望する諸侯會議の開催が容易に達成されず、何度か落膽した春嶽が、將軍家茂の没後、徳川家の繼承のみを承諾し、將軍職の繼承は諸侯會議の決定に一任するとの態度に出た慶喜を見て、

以 朝命侯伯被爲召候而天下之國是公議を以て御一定被成度との思召立にて既ニ將軍職ハ御固辭之御決心乍憚感服仕候華城におらずして御城代屋敷條城に不入して橋邸ニ矢張御在住是固辭之證にて候細節色々可有之候得共大綱如斯ニ候今日以 朝命群牧被爲召候事傳奏より達有之天下之大幸雀躍舞躑御同意ニ存候此大好機會ニ當り 皇國萬安

之御定策御國是不相立候而は決して再期ハアルマシクト存候^(註1)

と大なる期待を持つて居る事を容堂に書送つて居るのであるが、結局慶喜と久光の間の對立感情の悪化から、諸侯會議の實現不可能を感じて歸國したのである。

其後倒幕派に大きく動き始めた薩摩藩が、幕府の弱點を非難せんとする態度を明白にして來た慶應三年四月、春嶽に朝廷及び幕府より上京を命ぜられた。今度の諸侯召集の目的は、國是の決定、特に兵庫開港問題決定に存したのであるが、薩摩藩が如何に幕府を困難な立場に追込むか、幕府がこれに如何なる態度を示すか、親幕的傾向の強い春嶽が、幕府と薩摩藩の對立の中に立ちて、如何に幕府を押へ、如何に薩摩藩の攻撃を柔けるかといふ事が、彼の大きな任務となつて來たのである。薩摩藩は、公武合體派諸侯の有力な一員である宇和島藩前藩主伊達宗城と歩調を一にして、朝廷に於ける議奏傳奏の缺員補充候補に薩摩藩の主張に賛同する公家を推したり、慶喜との面談を延期せしめる事に依り、幕府の希望する兵庫開港問題の審議を延期せしめんとしたり、兵庫開港問題の決定以前に長州藩の處分を決定し、京都に於ける自派勢力を強化すると共に、兵庫開港問題の延期を圖り、幕府の立場を悪化せしめようとする態度に出て居るのである。従つて容堂が如何なる態度を示すかは、この幕府と薩摩藩の對立に重大な影響を及するのである。

容堂は春嶽、久光、宗城等の上京とやゝ遅れて、五月一日入京して居る。春嶽と宗城は翌二日容堂を訪ね、容堂上京前の事情を説明したと思はれるが、今度の賢明四侯會議の主要問題たる兵庫港の開港可否について容堂は、

幕府におゐて已に許容ありし上は 朝廷におゐても 勅許在らせられすては局を結ひかたかるへし^(註2)

と述べて居る。此の兵庫開港問題は、慶喜が諸藩に開港の可否について意見を求めたが、その意見提出締切前に、外國

側より將軍の言明を求められたので、慶喜が獨斷で開港の事を明言したのであるが、久光は宗城と共に、慶喜が獨斷的にかゝる重大問題を決定したと云ふ事を非難し、慶喜の謝罪をも要求して居る問題である。この問題に對して容堂が「勅許在らせられすては局を結ひかたかるへし」と述べて居るのは、僅の缺點でも之を利用して幕府攻撃の手段としようとする薩摩宇和島藩の態度に對する反對意見を明示したものと見る事が出来る。

五月六日四侯同道攝政邸を訪れ、朝廷の議奏等の缺員補充を速に決するよう要求したが、その際四侯相談の上、正親町三條、徳大寺中納言、萬里小路の三名を推し、中山を國事掛に推した。久光は特に中御門と大原の採用を強調し、しきりに即刻審議の開始されむ事を要求したが、春嶽宗城の兩名は、今日即刻と云ふ事は、四侯が朝廷に強要して居るようだから止めるも早急に決定をされるよう要望し、容堂は更に朝議の決定が余りに時日を要し過る事を述べてこれまた早急決定を希望して居る。かくて四侯が鷹司邸を退いた日、薩摩藩より明日四藩の家臣より攝政に速決を要求してはこの意見の提示があつたのに對し、春嶽は

朝廷如何に因循なればとて家來を出し迫り奉るは不敬の恐れあり又今日の事を明日直に御催促に及ばんも急劇に過くるの嫌なきにあらず^(註三)

と薩摩の提案には不満であつたが、容堂は、

朝廷は兼て因循ゆゑ今日四藩家來を攝政殿へ差出す事は至極同意なり尤御迫まり申す様にては宜しからされとも御急評を願ふまでの趣意なれば隨分嚴敷申立るかた 却て 朝廷の御爲なるへし^(註四)

との意見を持つて居り、此の點では若干の相違が存する如くであるが、この相違は兩人の考え方の根本的相違を示すも

のとは思はれない。

八日幕府より四侯に登營を促して來たのに對し、薩摩藩は、朝議決定を見る迄登營を延期すべきであるとの意見を抱いて居たが、春嶽は、朝議の決定と登營とは別個の事であるとの見解の下に、十日に登營すべしとの意見を立て、容堂宗城に相談してその賛成を得て居る。然し薩摩藩は飽く迄も朝議の決定後に登營の日を決定すべきであるとの意見を堅持し、更に再び朝議決定の促進の爲に四人が攝政を訪問する事を提案した。春嶽は此處で自説を主張しても、結局問題を紛糾せしめるのみであるのを知り、薩摩藩の提案に賛成した。容堂は春嶽の相談に對し

登營の件徒らに遅緩しては不都合ゆへ明日薩邸へ御集會の際容堂より明後十一日は必ず登營ある様にと御相談に及ぶべく又其御相談に四家とも家來を加へては容易く決せざるへければ各主人のみの相談に止めなき内存なり(註5)

と薩摩藩の登營促進の爲の一案を提出して居る。これは明らかに容堂が久光の登營延期が幕府への反抗であると見て、かゝる反抗行爲を止めさせて、一日も早く今度上京の主目的たる兵庫開港問題の審議に入らしめようとの意圖の存する事を示すもので、この點でも亦春嶽の意見と相似たものの存する事は明らかである。

久光登營の事は大久保一藏の反對があつて容易に決定しなかつたが、十四日ようやく登營を見た。その習十五日容堂の要求に依り土佐藩邸を訪れた春嶽に對し、幕府が兵庫開港の勅許を得るには期限があつたを利用して、幕府の失策を希望する者のあるのを告げて、幕府が朝廷に強要したり、或は幕府の獨斷で開港の事を布告するような事の生ぜぬように注意すべきであると述べると共に、

今日 朝幕の名あるは畢竟其間に隔ある故なり 朝幕眞に一致に至れば決して其名はあらざるべし……朝といひ幕

といひ二方なる故姦人姦を入るゝの地あるなり故に此際大樹公自ら攝政殿邸へ入らせられ 朝廷樞要の方々は傳議に至るまで召させられ其御席へ四人も出共に詮議する事となりなは姦人姦を入るゝの地なかるべし是朝なく幕なきものにして上策なるべし^(註6)

と一策を提案して居る。此處で容堂が姦人として居るのは、其後の兩人の對話で、

公(春嶽)云貴兄(容堂)の考慮誠に切當感服せりしかし此事隅豫にも相談せらるべきや容當殿云決して談すべからず若是を談する時は姦人の耳に入るは必然なり 朝幕同席にて事を議するは姦人の希望に限りいはゆる吳子の東門にて果して行はれざるに至るべし此事は今後四人登營の際大樹公唐突に發言せらるゝを妙とす^(註7)

と述べて居る所から考へれば、薩摩・宇和島藩士かそれと深い關係を有するものを指すものと考へられるのであるが、春嶽は容堂の提案に従つて早速この事を幕府に傳へたが、十九日薩摩藩の小松帶刀が春嶽を訪れ兵庫開港の可否を決する以前に、長州藩の處置を決定すべきであるとの意見を持出した時に、春嶽が、

我々四人の相談せし意見を幕府へ申立幕府より更に 朝廷へ申上らるゝ事なれと幕吏は權數を用らる事少なからざれば 朝廷へ申上らるゝ時或は我々の申立し旨趣に斟酌を加ふる事有るかも測りかたし故に後日意見言上の時は大樹公とゝもに攝政殿の御許に行き兩役及び老中とも召寄せられ同席にて申出る方然るべしと存するなり^(註8)

と將軍と共に朝廷に參上して奏上する事を提案すると、小松は大に喜び、

さる事となりなは誠に充分の事なり大隅守にも其御趣旨の如く希望してはあれと大樹公とゝに^{も脱カ}と申事にも至りかたかるへければ責めては老中なりとも同席にて申立たしと申居らるゝなり^(註9)

と賛成して居る。然るに愈々五月二十三日病氣の容堂は別として、春嶽久光宗城の三名が慶喜と共に參内する事となるや、薩摩藩の久久保一藏は、

昨日三侯御登營の際坂倉閣老へ御對談ありし次第を大隅守歸邸後尙又再考せしに長州御所置は幕府におゐて急かせられされども兵庫開港を急かるゝ故據なく兩事件を並び行はるゝ事に決せられしものなるべし斯くては過日來四藩より申立たる長防御所置を第一とし兵庫開港を第二とするの趣意は自ら消滅せるなり又長州の家老か末家かより歎願書を出さすべしとの事あれと已に寛大の御所置と御内決ありし上其御旨趣を 朝廷へ仰上らるゝに家老或は末家の歎願を要せらるゝも何等の爲なるべきか又其御所置方も寛大とありしのみにて大膳父子の官位を舊に復し及び削地の命を廢止せらるゝ等の實事なくては如何なる寛大なりや判明ならず故に明日大樹公御參内四藩にも參内する様との事なれと參内の上若大樹公と大隅守と議論合一ならざる時は容易ならざる次第にも立至るへければ止を得ず

參内は御斷りに及ぶべき積なり(註9)

と反對意見を提出して、強硬に同行を拒絶して居るのを見れば、容堂の姦人として居るのはやはりこの邊を指すと見て誤りなからう。

更に五月十九日春嶽久光宗城の三名が將軍に面談した際、久光がしきりに長州問題解決を先にすべき事を主張した時、春嶽は二問題同時解決案を提出したが、これに對して久光宗城も敢へて反對しなかつた、この事情を春嶽宗城の兩名が翌日容堂を訪問して説明した際、

開港の布告は長州の所置を濟まされし上の方然るへけれども期限もある事なれば兩事件並び行はるゝも是非なき事

なるべし^(註10)

と返答して居る點を見ると、これまた容堂が春嶽の意見と相似た意見を持つて居たものの如くである。

公議政治を主張する春嶽容堂久光宗城四侯の態度を見るに、上述し來つた如く、春嶽と容堂はほど同一の意見を抱くものと認める事が出来る。而して春嶽等は久光宗城等の意見とは相當異つた意見を持つて居り、此處に四侯は二分して對立する形勢をとつて居たのであるが、春嶽容堂等の動きは、むしろ久光宗城の過激な行動の意味を柔ける事に努力が拂はれて居たと見らる可きものであつて、彼等がこうした態度を採つたと云ふ事は、幕府に強烈に反對する勢力を作らしめない爲のもので、その點に於ては親幕的な傾向を持つものと斷ぜざるを得ない。所が容堂は春嶽との協同行爲をとらむとして居たが、病氣の爲廿一日やむなく歸國するに至つたのである。

三

將軍慶喜に大政奉還をなさしめる最も大きな原因を作つたものは、土佐藩の會議論であると評されて居るが、その土佐藩の會議論者の筆頭に揚げられる者が坂本龍馬と後藤象二郎である事は云ふまでもない。龍馬と象二郎の會議論は、兩名が上京の船中に於て討議決定したと云はれる所謂船中八策に説かれて居る。この所謂船中八策の會議政治思想が何處より出たものであるかは明らかでなく、佐々木高行談にある土佐の醫師今井順清の意見、福澤諭吉の西洋事情の影響、坂本が長崎で得た海外情報等を基本とするものであるとの意見が存するが、^(註11)いづれも坂本が後藤に入説して所謂船中八策なるものが決定されたとする點に於ては一致して居る。

坂本の所謂船中八策が、いづれから影響を受け後藤に入説されたものは速断し得ないが、その會議政治思想は、余りに文體が簡單である爲に、詳細が判明し難い事は残念である。たゞそれに述べられて居るのは、

天下ノ政權ヲ朝廷ニ奉還セシメ政令宜シク朝廷ヨリ出ツベキ事

上下議政局ヲ設ケ議員ヲ置キテ萬機ヲ參贊セシメ萬機宜シク公議ニ決スベキ事(註12)

の二ヶ條のみであつて、これからは大政奉還の必要を認め、會議政治に依り爾後の政治を行ふ可き事を主張して居る點だけが明らかにされて居るのみで、政權奉還といふ大事件を如何にして行ふか、假に政權が朝廷に返還された場合幕府を如何に取扱ふか、將軍の待遇を如何にするか、上下の議政局を設けると云ふもその構成員は如何にするか等の諸點については何等具體的に述べる所が無い。従つてこの所謂船中八策なるものからは、坂本や後藤の會議政治思想上の他位を明らかにする事は出来ない。只坂本は慶應二年八月に、九州遊學の途にあつた下山尙に、春嶽が大政奉還運動に盡力すべきであると説いた事があるが(註13)、その内容は明かでない。

坂本と後藤は、薩長連合が實現し、まさに行動せんとする倒幕派の氣負つた情勢の中に上京して來たのであるが、彼等の上京して來た理由は、後藤が容堂の信任を得て居たので容堂が急激に反幕傾向を強めて來た京都の情勢上後藤を必要とし、その上京を命じた爲である。然し坂本が何故に後藤と同道上京するに至つたか、その理由を明らかにする史料は未だ禺目して居ないが、後藤の長崎滞在中、彼が坂本の人物を充分認め、兩者の間に新情勢に對する一方策、即ち所謂船中八策と呼ばれる政策に對する意見の大體の一致が見られた爲ではないかと思はれる。

幕末に於ける土佐藩内の情勢は、あたかも當時の我國全體の複雑な勢力關係の縮圖の如き感が強い、即ち土佐藩は徳

川氏と特殊な關係にある事を基本として、飽く迄も普代大名の如く幕府を補佐すべきであると主張する佐幕派と、何時迄もかゝる關係にとらはれず、朝廷第一主義をとる可きで、薩摩長州藩等と共同行爲を執らむとする尊皇攘夷派と、それらの中間に立ち、幕府の現情を不可とし、その改革の必要を認め乍らも幕府を否定し得ない幕府改革派の三派が存して居た。後藤は吉田東洋のあとを受け、中間派の人物として容堂の信仕を得て居る人物であるが、坂本は既に早くより過激攘夷派の一員として活躍し、藩内の情勢が中間派に押へられて居るのを不満として脱藩し、或は勝塾に身を寄せたり、諸藩の志士と交遊し、その人望を集め、薩長連合を主張してついにこれを實現せしめたり、或は海援隊を組織する等、著しい活躍を示して居た。従つて坂本のそうした行動から推察するに、彼の考へ方は、薩長に近い考へ方である様に思はれるのである。

坂本と後藤は上述し來つた如く其の主張を異にして居るのであるが、後藤が藩命を受けて汽船購入の爲長崎に來た時に、兩人は會談し、以來兩者の間は急激に親密になつたようである。元來意見や立場の異なるものが親しくなると云ふ事は、兩人の間に或る問題で意見の一致を見るか、一方が他方の説に服するか或は互に攘歩接近しなければ行はれない事である。坂本と後藤の場合は、坂本の意見に後藤が歩み寄つた方が多かつたのではないかと思はれる點が存する。即ち木戸孝允宛坂本書翰に依れば、

其節溝淵廣之亟に御申聞相願候事件を同國の重役後藤庄次郎へ一々相談候より餘程夜の明け景色重役共竊に小弟にも面會仕候處十分諭し申候此の頃は土佐は一新の起ると相見へ申候其共はくは敷さし出候中島作太郎に申聞候間聞取可被遣候もとより此一件仕候も誠に先生の御力と奉拜事に御座候當時にても土佐國は幕の役に立ち不申候今年七

八月にも相成候得ば事により昔の長薩土と相成可申と相樂み居申候^(註14)

と述べて居る。「當時にても土佐國は幕の役に立ち不申候」とは、明らかに土佐藩か、幕府權威の單なる回復のみを願つて居る佐幕派とは異つた立場にある事を述べたものであらうが、そうした立場にあつた土佐藩が、坂本が後藤に入説して以來「餘程夜の明け景色云々」とか、「此の頃は土佐は一新の起ると相見へ申候」とか「昔の長薩土と相成可申」とか申述べて居る事は後藤を通じて坂本の意見が採用され、且て武市瑞山等が京都に於て尊皇を主張して、活躍した如き時態が來るやも知れぬとの意味と思はれる。更に後藤が獨斷で坂本の脱走の罪を許して居る點等とも併せ考へる時、後藤及土佐藩首脳部が改幕派的な立から、相當坂本等の主張する尊皇派に近い立場に變化して來た事を報知して居るものと見て大過ない様に思はれる。上述の推測が許されるならば、所謂船中八策の會議政治思想が、坂本の後藤への入説と考へられる點から改幕派的なものより、尊皇攘夷派的傾向を多く帶びたもので、そうした主張を以て大いに京攝の地に一大運動を起そうとして、後藤が坂本を同道したとも考へる事が出来る。此處で想像を逞しふすれば、薩長二藩が今や倒幕運動を起し、天下の政治的主導權を握らんとして居る形勢を見た後藤が、土佐藩の之に参加する必要は認めるも、今更單に彼等の説に従つたならば、政治的主導權は全く薩長に握られ、土佐はその下に服従させられるに過ぎない。かと云つて早急には主導的地位に立ち得ないから、坂本の主張する所謂船中八策の主張を基とする新運動を提唱する事により、土佐藩をその主導的地位に立たせるか、或は薩長二藩と對等の地位を確保せむが爲の準備期間を稼がうと云つた考へから、一大會議政治論を容堂に建言せんとして上京して來たとも思はれるのである。

四

六月十三日後藤等が上京した時には、容堂は既に歸國した後であつた。然し薩長二藩を中心とする倒幕運動はまさに實行されようとする形勢にあつたので、後藤としては一旦歸國して容堂に建議し、改幕派の容堂及び藩の重臣を説服して上京するだけの時間的余裕が無いと考へたのであらう。早速彼は新政策について同藩の在京重臣に入説し、ほとゞ賛成を得るや、倒幕派陣營に活潑に働き掛ける事となつたのである。

後藤は先づ伊達宗城に入説して居る。後藤の入説を急だ當面の目的が倒幕運動實施の延期と云ふ點にあるとすれば、そうした運動の本據とも云ふ可き薩摩藩に入説しないで、何故特に宗城に入説したのか、その理由の説明に苦しむのであるが、容堂はむしろ春嶽と歩調を合せて、薩摩藩と對立して居た事、同じく倒幕派的な動きを示して居たとは云ふものの、宗城の動きはより土佐藩の從來の動きに近いものがあつた爲に、直接薩摩藩と交渉すれば、從來の對立的な動きから拒絶される危険性があると考へた爲か。或は伊達宗城の在京日記の慶應三年六月の條を見ると、

六月望日

○昨夜土之左膳ト會酒樓候處後藤象次郎今日崎より參候處於藩府以外不相濟義有之旨申話候由亦同藩藤治後レ來後藤と及議論候處互ニ不落意故吞直シニ來候由何等之事件歟不話尤薩人兩名同伴一ツハ田中の由

同十六日

○土藩象次郎へ内藏參田中幸助にも逢候由

同十七日

○土後藤象次郎參候^(註15)

と後藤と面談する以前から、可成深い注意を拂つて居た事が知られ、宇和島藩士が後藤を訪問して居るのであるから、そうした關係から先づ宗城を訪問したのではないかと考へられる。

十七日に後藤が宗城に入説した内容については、宗城自身は簡単に記して居るに過ぎないが、後日宗城が後藤の説として春嶽に語つたのを續再夢紀事に次の如く記して居る。

當時見込居候兵庫開港長防御所置五郷歸洛等ハ枝葉にて夫より被對西洋各國耻敷無之様 皇國之國體大御變革相成^(象嶽政事堂) 度主意申述候尤には候また今にては早くは無之哉と存候薩小松西郷へも及内話候様申置候^(註16)

又伊豫守殿申されしは此頃土藩後藤象次郎上京せしか後藤ハ長崎に在りて當今の態公議會の制度を立らるゝ外良法あるべからずと決心し容堂在京中建白すべしとて急に長崎を發し出京せしに容堂既に歸國となりし故甚失望拙者方へ來り云々申出し故篤と承はりしに 皇國政事の主權を 朝廷に歸せしめ其政府を上院下院に分ち公議に據りて庶政を施さるゝ様にとの趣意なりしか道理は至極宜しけれども今日に於て行はるべきや否やは確認しかたく則大隅守へ相談に及びしに是も同様の意見なり^(註17)

宗城と春嶽の談話からは、詳細な點に至つては不明であるが、恐らく所謂船中八策と同趣旨であつたらうと思はれる。

宗城の指示に依つたか、最初からの豫定であつたか、後藤は薩摩藩への入説を開始したがこの入説の事情に就いては、土佐藩士寺村左膳日記に、

後藤氏隨從ノ者此頃薩ノ形勢ヲ探リテ實ヲ得タリト……終ニ今日ニ至テハ幕府ノ先軀ヲ鳴ラシテ兵ヲ動カシ成否ヲ一時ニ決セントナリ期限數日ヲ出スト云々象次郎之ヲ聞キ憤然突起シテ曰ソモ〱大藩ノ任タルヤ 皇國危急存亡ノ時ニ當テハ天地間之大條理ヲ以テ外國ニ對スルヲ急務トス何ゾヤ禍害ヲ肅墻ノ中ニ求メテ私闘ヲ爲シ外夷ノ術中ニオチ入ルヘケンヤ今薩ヲ説クニ大條理ヲ以テセンニ聞カザル事不可有聞ク時ハ俱ニカヲ戮シテ 皇國ノ危急ヲ救ハシ不聞時ハ絶行シテ可也期末遲傍觀坐視ノ時ニアラズト余輩三人其議ニ服シ俱ニ言ヲ發ントス

薩ニ説ク略ニ曰

抑方今有名ノ四藩來テ 皇國ノ危急ヲ救ハント欲ルモノハ地球萬國ニ對シ永世不易ノ大條理ヲ立テ以テ 皇威ヲ輝サント也……貴藩長ニ約シ兵ヲ舉テ幕ヲ討ツト其意既ニ察ス幕ノ失躰不可許尊王ノ道不被行ト聊其理ヲ得ルト雖トモ未其時ヲ不得今ノ時ニ當テハ眞ノ叡慮ヨリ不出シハ私闘ノ責不遁ナリ幕府ハ不可恐萬世ノ公論不恐シハ不可有且夷狄ノ大患眼前ニアリ實ニ危急存亡ノ秋也今ヤ 皇國中一心戮力至當ノ公論ヲ以テ萬世ノ基本ヲ可立ノ時至レリ然ルニ一度兵ヲ京地ニ動カス時ハ 皇國忽瓦解倒亂外夷ノ術中ニ入シ是 皇國ノ爲ニ不取所也……今貴藩期シテ會スル者一二藩而シテ議論紛々不可決或ハ國ニ歸ルアリ或ハ傍觀スルアリ一藩モ助クル者ナシ是他ナシ條理末盡所アリ時不至幕末可討也余輩今此一論ヲ發セン君聞焉今御國難如何トモ不可爲ノ今日ニ至レルモ畢竟 御國體ノ不立所ニ歸縮セリ古語ニモ其本亂テ末治者未有之ト……ソモ〱當今ノ 帝王トヤ名至尊之大極ニ居給ヒテ其實幕府ノ指揮ヲ受給フカ如キ天地間ノ公道ニ取テ條理何レノ所ニカアル且傍ラ 皇居ノ淺間敷キヲ見テハ有志ノ者涙ヲ流サスシハ不可有如此ニシテ惡シソ能國體ヲ立ル事ヲ得ンヤ今日ヨリ始メテ日本ノ政道悉ク 帝王ノ御實職ヲ被爲行傍ラ

日本半國ノカヲ以テ 大内裏御造營可然北觀此カヲ不示ンハ 帝王ノ尊キヲ不知 尊王ノ道是ヨリ大ナルハナシ幕府モ亦征夷ノ職一日モユルカセニ不可爲方今兵備ノ急務攝海ニ出ベカラズ日本半國ノカヲ以テ巨大嚴重ノ砲臺ヲ築キ大艦巨煩ヲ設ケ彼好意ヲ以來レハ是ト和シ不法ヲ以來レハ忽チ之ヲ討ン云々(註18)

と相當詳細に記述して居り後藤が薩摩藩の倒幕運動を私闘である。未だ天下の輿論になつて居ないとして其行動を非とし、幕府に大政奉還をすゝめる事が必要であるとの考への下に薩摩藩への入説を行つた事を知り得る。即ち薩摩藩の舉兵倒幕の行動は未だその機にあらずとして、これを延期せしめんとするのが、後藤の薩摩藩への運動の主目的であつたと見る事が出来るように思はれる。

斯くて六月二十二日薩摩藩の西郷小松大久保等と會合した結果、土佐薩摩藩の間に結盟覺書が作成されるに至つた。(註19) 薩摩藩の同意を得た後藤は、更に藝州藩にも入説した結果、六月二十六日藝州藩との間に約定書を取交すになつた。即ち、

主旨

- 一 國體を協正し萬世萬國に互りて不耻是れ第一義
 - 一 王制復古は論なし宜しく宇内形勢を察し參酌協正すべし
 - 一 國に二帝なし家に二主なし政刑唯一君に歸すべし
 - 一 將軍職に居て政柄を執る是れ天地間有るべからざるの理也宜しく侯列に歸し翼載を主とすべし
- 右方今の急務にして天地間常有大條理也心力協一にして斃て後已まん何ぞ成敗利鈍を顧みるに暇あらんや

一方今皇國の務國體制度を糾正し萬國に臨て不耻是れ第一とす其要王政復古宇内の形勢を參酌して下後世に至て猶其の遺憾なきの大條理を以て處せしむ國に二王なし家に二主なし政刑一君に歸す是れ大條理なり我皇家綿々一系萬古不易然るに古郡縣の政變じて今封建の體となり大政遂に幕府に歸し上皇帝あるを知らず是を地球上に考ふるに其國體制度如此者あるを知らず然則制度一新政權朝廷に歸し諸侯會議人民共和然後庶民は以て萬國に臨て不耻是を以て初て我皇國の體特立する者と云ふべし若し二三の事件を執り蝶々曲直を抗論し朝幕諸侯俱に相辯難枝葉に馳せ小條理に止り却て皇國の大基本を失す豈本志ならんや爾後熱心公平所見萬國に存すべし……

一天下の大政を議する全權は朝廷にあり我皇國の制度法則一切萬機議事堂より出るを要す

一議事院を建立するは宜しく諸藩より其入費を貢獻すべし

一議事院上下を分ち議事官は上公卿より下庶民に至るまで正義純粹者を選擧し尙且諸侯も自今其職にて上院の任に充つ

一將軍職を以て天下の萬機を掌握するの理なし自今宜しく其職を辭し諸侯の列に歸順し政權を朝廷へ歸へすべきは勿論なり(註20)

この盟約書は更に薩摩藩にも同意を求められたが、この盟約書に於て、朝廷に政權が返上され、上下兩議事院に於て政治を行ふ可き事を論じて居るが、慶喜の處分については何等具體的な案が述べられて居ない。此の約定書で注意すべき事は、議事院建立の費用を各藩より據出すると云ふ點である。

上述の諸點から坂本後藤の説を考察するに其の主張する所は、政權を朝廷に收め、幕府を諸侯の列に加え、廣く人材

を天下に求め、會議政治を行はんとする點では、後の幕府への建日と其後の態度と何等の差異が無い様に思はれる。然るに大政奉還の建白及びそれ以後の土佐藩の態度に對して、薩摩藩が協力を止めむしる反對して居る。この兩藩關係の變化は何に起因するか、此の點については先づ相手の薩摩藩の態度について考察する必要がある。

薩土連合の出來た後の七月七日付山縣品川兩名宛西郷書翰には、

土州後藤象二郎長崎表より參來容堂侯御歸國甚殘念がり大に發憤致し大論を立茲元御合手は雅俗共に同論歸してしまひ其上死を以て可盡と盟を立候て弊邸へも談判有之候儀にて實に渡りに船を得候心地致し直様同意致候事に御座候(註五)

と述べて居るが、この書翰で後藤の入説を「渡りに船を得候心地致し直様同意致候事」と云ふのは、西郷が後藤の説に賛成して居る事を示すものであるが、倒幕運動に盡力して居た薩摩藩の態度としては、不可解な態度と言はねばならぬが、長州藩の柏村數馬日記八月十四日の條に、薩摩藩側の返答として、

先達て土藩後藤象次郎來訪氣付有之至極尤の儀に付見込筋逐一詰問候處素より其策を持出候とも薩府に御採用無之は必然に付右の鹽に薩と手切の策に有之在京同藩の者は不殘同意に付於弊藩異議無之戮力同心と申事ならば歸國の上國論一定仕十日相立候はば直に出京萬端可申上と相約置候に付象次郎再上を相待居候(註六)

と記されて居るが、後藤の意圖は土佐藩の大政奉還論を幕府が全然採用しないとの見透しを持つて居り、かへつて倒幕の口實が出来るものと喜んで居たと見られるのである。こうした薩摩藩の考へ方と後藤の考へは、七月十八日付の稻葉八郎左衛門の報告書に依れば、

土州藩後藤象二郎と申仁……西郷を尋薩藩邸へ參候に付西郷致相對候處後藤より當今之形勢兵庫開港長州征伐など之事件は小き論にて於後藤は左様には不相考趣委曲別紙之通演說に付西郷より左様に事參候得は無此上御同意と存候乍併此議論は御國論御一定に候哉と聞合候得者土州邸に相詰居候者は何れも同意に候へども國論之處は於薩州御同意に候はゞ早速歸國十日之内に國論を定め上京再會可致との申分云々(註28)

とある所から推測すれば、薩摩藩の意見と一致して居ると言ふのであるから、後藤も亦、倒幕の舉に出る事のあるのを覺悟して居たのではなからうか、更に後藤が歸國に際して、再上京の際、舉兵上京する事を考へて居たといふ事もこの推測を裏付けるものと思はれるのである。

五

薩摩藝州兩藩の贊同を得る事が出來た後藤は寺村左膳と共に、久光宗城連名の、後藤の建言採用と上京を促す容堂宛の書翰を持って、七月三日京都を出發し、歸國の途についた。八日浦戸に着いた後藤は、早速容堂に建言して居るが、翌九日には、寺村が藩主豊範に建議し、その後更に後藤と共に容堂に建言する等、盛に活躍して居るが、その情況は寺村道成の日記に可成詳細に記載されて居る。即ち、

今般京師之模様且後藤象二郎之建論之筋委細ニ言上致候處大守公には御依存も無之後藤眞邊兩人は既に昨夜散田御邸御殿へ罷出候而一應老公へ言上致し候由尙又今日九時より三人打揃老公へ御目通之上京師之情實委細申上老公尤之至と御聞込也夫より會所へ行兩役場連席ニ而象二郎より演說致す一同異論なし尤乾退助壹人少しく論有趣意ハ薩論ニ近シ

然とも終ニは
一同一致ス
歸宅(註24)

夫より三人同行ニ而御奉行御用番福岡宮内殿宅へ集り演説同斷御奉行中一同異論なし一先安心夜ニ入

と述べて居る。この日記から推測するに、後藤等の意見に對して、舉兵倒幕陣營に参加すべしとの意見を抱く乾退助の反對があつたと云ふ事及び、結局に於て後藤乾の意見が一致するに至つたといふ事は、後藤等の説は表面的には幕府に大政奉還をすゝめるのみであるが、一度この建言が幕府より拒絶された場合は、直ちに倒幕陣營に参加する事を豫定して居た事を暗示して居るのではないかと思はれる。従つて此處では後藤等の所説は猶變化して居ないが、その後に於いて後藤の主張は、その根本態度に於て大きな變化を遂げて居るように思はれる點が存する。

佐々木高行の談話に依ると、後藤の大政奉還論に對しては、或は慶喜は賛成するかも知れないが、幕府の權威の回復と云ふ事のみを希望して居る幕臣等の間に強い反對が存するだらうから、それを押へる爲に兵力を必要とすると言はれて居り、後藤もこれを了承して歸國した。所が後藤が歸國して見ると、兵力を上京せしめる事はよろしくないと反對意見が出て中止になつたのであるが、その事情を、

種々六ヶ敷事情があつて、後藤の力でも及ばなかつたのだ。本山からの手紙に實は大政返上の建白があると聞いて大に喜んで居た。然るに後藤が歸國して見ると大政返上後將軍を關白にするといふて居る。「あけてくやしき玉手箱」など、云うて來た。また翌月二日土佐に歸つて後藤に會うと後藤も困つて居る様子。「實はかねて約束した二大隊の兵は速に上京する積であつた。處が老公の思召に大政返上の周旋するに兵を後楯とする必要があらうか。斷じて出兵無用との仰せ。然るに乾始め青年輩は後藤は死を懼れて出兵を嫌ひ老公に宜加減に申上げてとう／＼出

兵しないと攻撃する云々(註25)

と述べて居る。こうした懷舊談をそのまま信賴する事は出来ないが、舉兵上京と云ふ事は確に幕府の權威を回復せんと考へる佐幕派の人々を利益する事であるから、容堂の言ふ如く兵力を上京せしめない方が幕府に採用される可能性がある。當時京都でしきりに活躍して居た西郷や後藤にこの邊がわからぬはずはない、して見ると西郷が後藤の舉兵上京の言を樂しみにして居ると云ふ事は、後藤の説が幕府に採用されない事を願つて、それに依り土佐藩をも倒幕派に加え得るのみならず、倒幕の口實を得る事が出来るからであらう。亦後藤が兵力上京の必要を認めたと云ふ事は、後藤が萬一の時倒幕派と行動を俱にする事を覺悟して居たが爲と見る事が出来る。この後藤の大政奉還論はそうした意味では、倒幕派に立つ事を前提とした議論で、従つて薩長に比して立遅れた土佐藩が、彼等と並行する爲の時間と口實を得る爲の議論と言へるのではあるまいか。

かく考へて來ると後藤の大政奉還論は、慶喜の大政奉還後の詳細な處分について云々する必要は存しない譯である。然も前にも述べた如く幕府に好意を抱き、薩摩藩の態度に相當強い批判の眼を向けて居る容堂の意見と對立する事になる。そこに於て容堂は後藤の建言を全面的に否定する事は、かへつて倒幕派を蜂起せしめるものである事を考へ、親幕的な意味に於て大政奉還の建白をなさしめようとして、舉兵上京に反對したのではないかと思はれる。更に後藤が此時迄、しきりに薩摩や宇和島藩とは連絡して居たが、會議政治論を主張して居た春嶽と連絡しなかつた理由も明らかになつて來たように思はれる。後藤はかくて結局その根本方針を容堂の意見に従つて大きく轉じねばならなくなつたのであらう。後藤のこうした態度の變化は、日時は明瞭でないが、八月二日の佐々木との談話を正しいとすれば、七月中と思

はれる。

佐幕的な大政奉還論に轉じた以上、先づ幕府に是非採用されると云ふ事を前提としなければならぬ。そうすれば必然的に今迄さして問題でなかつた諸侯會議のあり方或は慶喜の大政奉還後の處置と言つた點を充分考へねばならなくなつて來る。こうした時イカルス號水夫暗殺事件の嫌疑が土佐藩にかけられた爲、アーネストサトウが土佐を訪問したのである。そこで後藤は早速サトウに就いて英國議會制度に就いて質問して、種々の教を受けて居る。この事は既に尾佐竹・淺井兩博士の詳述された所である。只此處で考へられる事は、イカルス號水夫暗殺事件は、確かに土佐藩にとつては一大事ではあるが、同時に大政奉還の建白も、倒幕派の舉兵を目前に控えて重大な事である。従つてイカルス號水夫暗殺事件の交渉は後藤でなくて他人を當らしめ、後藤をして大政奉還の建白を行はしめるといふ事も或は行ひ得たのではないかと思はれるが、兩事件を後藤に行はしめたのは、或はサトウから英國議會制度に關する知識を得ようとした考へがあつた爲ではないかとも想像されない事はない。

とも角後藤はこの問題で相當時日を用し、九月四日ようやく京都に到着した。然も後藤は薩摩藩の期待に反して全く兵力を伴つて居ないので、此處に後藤歸國中の情勢の變化も一つの大きな原因ではあるが、薩摩藩の態度が大政奉還論に反對の態度をとる事となつたのであらう。九月三日上京の途次大坂で後藤等が西郷等と面談した時の應答が、寺村左膳の手記に記されて居るが、

第一吾藩出兵之事を問候に付國許には致用意候得共未發し不申一左右次第之積に候段相答^(註26)

とある如く、先づ西郷より舉兵出兵の事に就いて質問されたのに對し、舉兵に反對であるとも明言出來ないので、

國許に準備してあると答へて居る、更に京都に於て七日に小松帶刀と會談を行つて居るが、その際後藤は土佐藩の態度について、

弊藩に而兩君公決而舉兵之御趣意に無之建白書を以何迄も貫徹致候様被申付候其上禹存にも舉兵之儀は御同意難致(註27)
段種々辨論致候

と其舉兵に反對の態度を明確にして居る。此處迄其態度を明言すれば、薩摩藩の態度に反對する事になる譯である。所が薩摩藩と對抗する事については、土佐藩重臣の間にも、猶共同行動を執る可きであると主張する者もある事とて容易に決定しない。然し此處迄事態が進んで來た以上、土佐藩としては既定方針に進む以外に策は無い譯である。そこで後藤としては飽く迄薩摩藩を説服しようとの態度を執る事になつたのである。

然らば後藤が何が故に、全く根本思想の異なる薩摩藩に飽く迄も連絡を執り、入説を行はんとするのであらうか。この點に關しては、從來大政奉還論が薩摩藩と根本思想を同一にして居た爲に密接な交渉を執つて來て居た爲であるとか、大政奉還論者の一人たる坂本が薩摩と深い關係にある爲であるとか、種々の意見が述べられて居るが、此處で土佐藩が薩摩藩と全く交渉を絶つてしまふ事は、薩摩藩をして愈々明確に倒幕運動一本槍に追込み、その結果、かへつて倒幕運動の實施に乗出させる事となれば、土佐藩の主張する親幕的な意味を持つ大政奉還の建白が無意味になつてしまふ事を恐れ、一方に於て薩摩藩に絶へず大政奉還論を入説する事に依り、薩摩藩の實際行動に出る時期を延期させ、それに依つて稼いだ時日を利用して建白をなしその採用を願ふと云つた意圖が存したのではなからうか、此の様に反對派を明確に反對陣營に追込まない爲に、多少の不滿を我慢して共同行動を採るといふ態度は、春嶽等の場合に往々見られる態度で

あるから、容堂の意を受けた後藤がこうした態度に出たといふ事も、亦充分あり得る事と思はれるのである。

後藤の入説は薩摩藩の全く反対する所であつたにもかゝらず、其後何回と無く行はれて居るが、倒幕強硬論者の西郷大久保に對しては余り効果の無い事を知り、中でもやゝ土佐藩等の主張に近い考を持つて居る小松帶刀に主力が注がれた。かくて薩摩藩内の出兵計劃の遅延と云ふ事も原因となつて、一應建白書の提出に了解を得る事が出来たので、後藤は十月三日、老中板倉勝靜に對し、有名な大政奉還の建白書を提出したのである。

この建白書には、朝廷幕府公卿諸侯の意見が異なる事は憂ふ可き事であるから、これを是正する爲王政復古の大業を建てる必要がある事を述べ、別紙に於ては且ての薩藝土盟約とほゞ同趣旨の内容を建言して居るが、議事院の費用貢獻の事、諸侯の上院議員たる事、將軍を諸侯の列に下すといふ條は消され、新に學校の設立、陸海軍設立の事項が追加されて居る。幕府を余り刺戟しない爲に將軍を諸侯の列に下すと云ふ事は、一應形式的には臣下の禮をとる土佐藩からの公式の建白書から除外されるといふ事は考へられるも、幕府に提出された建白書の文面からは、所謂船中八策の思想を根幹とし、薩摩藩等と協調して居た頃の後藤等の意見とさして變化は認められず、維然として大政奉還後の處置についての意見は述べられて居ない。文面に現はれて居る如き政令統一の意味の大政奉還論は、土佐藩の建白を待つ迄も無く、既に早くより主張された問題である。従つて建白書に示された點のみでは土佐藩の大政奉還論そのものには別段新鮮味が感じられず、只倒幕運動が強くなつて來た折に述べられたといふ時期的な點が、土佐の建白が採用された原因で、極めて幸運な建白であると言はざるを得なくなるのである。

然し土佐藩の大政奉還論は、建白書には記述されて居ないが、政權奉還後の將軍處分について一應の成案が存したの

である。亦そうした成案が無ければ恐らく慶喜の採用する所とはならなかつたらうと思はれる。後藤の案では、政權を朝廷に返上するも、政治の實權を諸侯會議に與へ、一方慶喜を一大名として議席を與へ、彼をその會議長とするに依り、徳川家にとつては名を捨て實を執る事となると云ふのであつて、此處に今度の建白の意義があり、これが採用された理由があると思はれる。慶喜を諸侯會議の會議長とする事は、恐らく慶喜が政權返上の願を呈出する以前に説かれたものと思はれる。此處で想像を逞ふすれば、慶喜が西周助に英國議會制度に關して質問をしたり、議會制度の調査を命じたりして居る事があるが、これは後藤がサトウの影響を受けて、英國議會制度に範をとつて、議會制度の運用を考へ、これを慶喜に入説した爲、慶喜が多分に會議長になる事に心を動かされ、西への質問となり、調査命令となつたと考へられる。勿論西への質問と、サトウの後藤への影響即ち英國議會政治思想との關連は、亦充分あり得べき推測と思はれる。

六

後藤の建議が採用され、慶喜の大政奉還の奏請となり、薩長の意圖した倒幕舉兵計劃はその名目を失ひ、此處に薩摩藩は後藤の爲に先手を打たれた形となつた。それ迄の後藤は薩摩藩の主導的な倒幕運動を追つて居たのが、こゝで立場を變へて追はれる立場に立つに至つた。従つて土佐藩としては出来るだけ速に諸侯會議を開催し、會議政治の形を整へ、慶喜を會議長の地位に据る事を行ふ必要がある。その故に越前藩の協力を求める必要が生じて來た。そしてその重大な使命を帯びて坂本が十月廿八日福井に春嶽を訪れたのである。此の坂本の春嶽訪問を考察する前に、先づそれ迄の後藤

等の大政奉還運動に對する春嶽の態度について考察する必要がある。

春嶽が後藤の大政奉還論に就いてその意見を述べて居るのは、先づ慶應三年十月十二日付の老中板倉勝靜宛の書翰に於てである。即ち、

土州後藤象二郎神山左太衛等上京之由留守居より申越候私考候處に而は象二郎被論之議事院を開き候を、朝幕へ薩土宇和島三藩より嚴敷建白仕候義歟と存候私先達而上京中伊達豫州より咄承り申候大隅伊豫共甚以不服に而迎も方今不被行事と申聞候私考は如何哉と伊豫申聞候故、論も無き事と答置申候其後隅豫兩州より容堂へ書翰差遣し元々象二郎論に而尤之事に候故容堂之如き英敏象二郎之如き才略君臣合一に候はゞ格別迎も豫隅等之力には不及と申遣候尙容堂同意候はゞ容堂自ら上京盡力可致事と被存候と文面艸稿則私一覽申候象二郎は御承知之通西洋法を信し議事院申立是は忠直可感候得共象二郎忠直西洋法之論を借て私説を恣にせんか爲議事院を開かんとする覺も隨分可有之哉候へば若々其向により朝廷へ議事院建白出候而も輕卒御採用被爲在候而は天下之一大變動眼前に生し可申は勿論と深く心痛仕候^(註25)

此處で春嶽が後藤の説を宗城より聞いたとあるのは七月十六日の事である。春嶽が意見を求められて、「論もなき事」と答へ、或は容堂と象二郎ならば格別だが、久光宗城では行い難いと述べて居るのは、春嶽がこの後藤の説を久光宗城が關係して居る事から、薩摩の會議論に近いものと考へたが爲ではなからうか、亦その故に「私説を恣にせんが爲云々」と記したのではなかつたらうか。

この書翰と入違ひに、板倉より土佐藩の大政奉還の建白書について意見を求める書翰が來て居る。是に對して春嶽は

畢竟王政復古と申儀近年通義に而尤之様には相聞候得共數百年前舊制に而御體裁之所も一向に相心得不申郡縣封建之差別を始國體時勢之變遷も亦霄壤之懸隔に相成候事故二百餘年來開闢以後地球上無比之太平を唱候御盛業實近之轍跡を履ますして茫乎たる王家之舊制に相復候義は局量淺識之私輩に而は更に根底も相立不申及了見義と素より相決候事候得は容堂之書面一應二應に而中々淵底致兼候得は御採用相成候而も可然儀とは難申上候……乍併是は王政之御制度不案に而目途付兼候固陋寡力之偏見上より申上候事に而決而完全具備之定見には無之候へば申上候迄も無御座候得共如此斷然として及建議候程之容堂之見込通り朝野之人心にも時運之體態にも至當之事理にさへ有之候得は速に御信隨御採用之思召を以懇々篤々御垂向御座候而申上候次第實に至當至善之全策に而御信用に相成候得は急度治平之御見込御一定にも被爲在候はゞ御公平に其儀に御從ひ變革可被遊は勿論之義と奉存候其節に方り固執之私議申立候所存は元より無之候此上は何卒容堂使節之情意貫徹遺憾無之處まで御處懷を以御下問に相成候様窃に奉仰望候^(註29)

と答へて居る。此の書翰で、「容堂之書面一應二應に而中々淵底致兼候得は御採用相成候而も可然儀とは難申上候」と一應容堂の大政奉還の建白に就いて疑問を呈して居る。成程この書翰からは、尾佐竹淺井博士が指適された如く、且て大政奉還を主張し、諸侯會議の開催に依る會議政治を主張した春嶽も、躊躇して居るのであるが、春嶽の此の態度は、春嶽の最も問題にして居る大政奉還後の處置、會議政治の運營方法等については何等明らかになされて居ないがために躊躇して居るのではないだらうか。更に、詳細に聞質した上で了解出來たならば採用すべしと言ふ點は、容堂の主張が春嶽の考へと一致して居たが爲の態度と思はれる。かく考へると、春嶽は土佐藩の大政奉還論に對しては、その詳細な點

に於て不明である爲に賛否の態度を明らかにせず、むしろ久光宗城等との交渉を深くして居る點からやゝ反對の傾向を見せて居るのではなからうか。

坂本の福井行は、今迄坂本後藤兩人が所謂船中八策に基く大政奉還論を主張して以來、土佐藩側として最初の訪問である。春嶽の主張が政令歸一、會議政治論を主張して居る點に於ては頗る土佐藩の大政奉還論の思想に近いものを持つて居る。にも抱はらず越前藩に全く連絡の無かつたのは、初期の坂本後藤の大政奉還論が、前述した如く、後の大政奉還論とは意味が異り、薩長等の倒幕派に同調せんが爲に、土佐藩の立遅れた立場を回復する準備の時間を稼ぐ目的を有する新運動としての意味が存した爲と思はれる。所が後藤等が容堂に建議した結果、表面に主張されて居る所では大した變化は無いが、根本態度に大きな變化が生じ、春嶽等の主張に近いものとなり、幕府への建白が採用され、此處に土佐藩と薩摩長州藩との立場が逆になり、追はれる立場に立つに至り、その爲に、諸侯會議の開催を速に行つて、倒幕派の反撃の行はれる以前に、慶喜の會議政治に於ける地位を確定せんとする爲に、此處に越前藩の協力を求める必要が生じ、坂本の福井行となつたものと思はれる。かゝる意味で坂本の福井行の意義は頗る重大なものである。然し倒幕派に近い思想を持つて居た坂本が、變説した後藤説を支持して居る譯になるが坂本が何故に後藤の説に賛成するに至つたかを明確に得しる史料は未だ尙目して居ない。

この時の坂本の入説が春嶽に如何なる影響を與へたかは明らかでないが、大政奉還後の對策に疑問を持つて居た越前藩が、春嶽が上京すれば、越前藩の態度が決定されてしまふから、幕府等の考への明かになる迄上京を延期し、春嶽に代つて茂昭が上京すべきであると決して居た。所が坂本の福井到着の日に、春嶽が天下の衆望を受けて居る現在、その

信賴に答へる意味からも、斷然上京すべきであるとの意見が提出されて、その上京が決定したと云ふ事は、坂本の福井(註9)訪問に依り、土佐藩の主張の根本態度の變化と、大政奉還後の具體策を知るに至つた爲の決定ではないかとも考へられるのである。

かくて春嶽は、十一月九日京都に到着して居るが、即日土佐藩士福岡藤治の訪問を受け、

扱今後之見込は何れに議事院を開らき上院下院を分ち上は攝政公初内府公御主宰に而明侯御加り下は諸藩士より草莽輩迄も出役に相成何分皇國之國體如斯と御決定有之迄之事ニ而云々(註31)

と慶喜を會議長に置くといふ土佐藩の考へを聞いて居る。春嶽は此處で狹義の佐幕派の人々の輕舉が、折角の計劃を破潰する危險性の多分に存する事を考へ、各方面の意向を探索し、十六日には福岡と、十九日には寺村と面談して、佐幕派の中に猶一應朝廷に政權を投げ、再び幕府に改めて委任される事を希望する者があり、それが今度の計劃を失敗させる原因となる事を慮り、それらに對する豫防策について相談して居る。

十一月廿五日、春嶽は後藤と會談して居るが、後藤より大政奉還運動の經過等について説明を受け、特に薩摩藩が、會議政治派の小松が上京しない事から、愈々倒幕派の勝利になつたものと推測されるから、倒幕派の反撃が行はれるものと考へられる。故に、

一日も早く御上京之各侯丈け御會議相始り至公至平之大本相立候へば其上誰彼物數寄立て之出來候ものにも無之もし物數寄を出し候として立行ものにも無之自然と公論ならては不相適事と相成候様に押寄せ度夫も此度之御盛意奉戴公明正大之同論藩堂々と旗を立て候へば夫に而勝算は相定り候と申もの其上に而公卿方と申中にも正三卿は御格別候

得は此卿へ熱く入説いたし先づ上京諸侯を被召意見御尋に相成其御答之御次第御簾前之御誓ひに相成候は、夫に而大本相定可申候夫より議事院等之事に相成種々條目に亘り公議可相立儀と被存候^(註32)

とその對策として、春嶽の最も氣にして居た大政奉還後の具體的處置についての意見を明らかにして居る。この諸侯會議による國家方針の決定、及び簾前でその決定を誓約するといふ事は、且て春嶽の主張した所であり、そうした意味では春嶽と後藤の意見は一致して居る。故に春嶽は後藤の

公卿方と申は外より入説に動搖之癖有之箇様之折柄必定所々へ煽惑之説も可入候得は其豫防には同盟藩多數之力を以正説を先入固結するに如く事無之一藩にも同論多き方力も強く説も立可申^(註32)

との意見に同意して、各藩への活潑な入説を開始して居る。即ち十一月二十五日に、越前土佐兩藩の重臣が相談した結果、越前藩からは尾張會津兩藩へ、土佐藩からは藝州薩摩兩藩へ、更に藝州藩からは因州備前兩藩へ入説を行ふといふ事を決定し、越前藩の如きは、早速翌二十六日より入説を開始して居る。かくて次第に賛成者を加え、また薩摩藩が、會津藩等の言動からすると、慶喜の大政奉還の眞意には疑問が存すると述べて居るので、折角の計劃がこの狹義の佐幕派諸藩の態度等から失敗するのを避けるために、これら諸藩に對しても運動した結果、事態が有利に展開されんとする形勢が見えて來た十二月七日夜より、薩摩藩の主導する王政復古大號令換發の政變が斷行されたので、此處に折角春嶽と後藤の努力も空しくなつてしまひ、大政奉還運動の意義も消滅したのである。然し容堂を迎へた越前土佐兩藩は、最後の反撃を小御所會議に於て試みたが、大勢を變へる事は出來なかつたのである。

斯く考察して來ると、倒幕派の思想に依り主張された大政奉還論は、容堂への建議に依りその根本態度を親幕的な

ものと變へ、從來より親幕的傾向を持つて居た越前藩との協調が行はれるに至つたのであるが、土佐藩の大政奉還論の根本思想が變化した爲に、倒幕陣營の反撃として、王政復古の大號令の換發が行はれたものと言へる。かくて大號令換發以後の政治情勢は、亦自ら別個の様相と意義を持つて來るものと云ひ得ると思はれるのである。

- 註(1) 續再夢紀事(日本史籍協會發行)第六、一四一―一五頁、慶應二年九月七日付山内容堂宛書翰
- (2) 同 前 第六 一八〇頁 慶應三年五月二日松平春嶽容堂訪問の際談話
- (3) 同 前 第六 一九二頁 慶應三年五月六日大久保一藏來邸談話に對する意見
- (4) 同 前 第六 一九二―一九三頁 慶應三年五月七日伊藤友四郎土佐藩邸訪問の際に於ける薩摩藩提案に對する容堂意見
- (5) 同 前 第六 二〇三―二〇四頁 慶應三年五月九日伊藤友四郎土佐藩邸訪問の際に於ける容堂意見
- (6) 同 前 第六 二四二頁 慶應三年五月十五日春嶽容堂訪問の際談話
- (7) 同 前 第六 二五七頁 慶應三年五月十九日小松帶刀春嶽訪問の際談話
- (8) 同 前 第六 二五八頁 慶應三年五月十九日小松帶刀春嶽訪問の際談話
- (9) 同 前 第六 二七七―二七八頁 慶應三年五月廿二日大久保一藏春嶽訪問の際談話
- (10) 同 前 第六 二六六頁 慶應三年五月廿日春嶽容堂訪問の際談話
- (11) 明治立憲思想史に於ける英國議會制度の影響(淺井清)一七二頁、明治維新下卷(尾佐竹猛)八五六―八五八頁
- (12) 坂本龍馬關係文書(日本史籍協會發行)第一、二九七、慶應三年六月十五日
- (13) 同 前 第一 二二三頁 慶應二年八月條下山尙 西南紀行拔萃
- (14) 同 前 第一 二四八―二四九頁 慶應三年三月十四日木戶孝允宛坂本書翰
- (15) 伊達宗城在京日記(日本史籍協會發行)五二八―五三一頁
- (16) 同 前 五三一頁

- (17) 續再夢紀事 第六 三八九頁 宗城春嶽訪問の際談話
- (18) 寺村左膳手記(維新日乘纂輯〔日本史籍協會發行〕)第三、四七五―四八〇頁、慶應三年六月十八日條
- (19) 薩土協約の盟約文があると思はれるが、明らかにされて居ない。大西郷全傳坂本龍馬(千頭清臣等)には、二十六日の薩土盟約の一部を引用して居る。恐らく主旨は大差なきものと思はれるが、猶疑問が存する。
- (20) 坂本龍馬關係文書 第一 三〇九―三一頁
- (21) 大西郷全傳第四卷 九二頁
- (22) 同 前 第四卷 一〇五頁
- (23) 同 前 第四卷 九四―九五頁 稻葉八郎左衛門岩瀨藩への報告書
- (24) 寺村道成日記(維新史 第四卷) 七一九―七二〇頁
- (25) 佐々木老侯昔日談 四二四頁
- (26) 寺村左膳手記 四八〇―四八一頁
- (27) 同 前 四八二頁
- (28) 丁卯日記(史籍雜纂 第四) 二〇四―二〇五頁 板倉勝靜宛春嶽書翰
- (29) 同 前 二〇六―二〇七頁 板倉勝靜宛春嶽書翰
- (30) 同 前 二二―二一五頁 春嶽上京決定に至る迄の越前藩内事情
- (31) 同 前 二一九頁 慶應三年十一月九日福岡藤次、春嶽訪問の際會談
- (32) 同 前 二三七頁 慶應三年十一月廿五日後藤象次郎春嶽訪問の際會談

本報告は文部省科學研究補助に依る昭和二十五年度研究報告である。